

2007年6月14日

関係各位

財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、FIFA）から回状1088号をもって2007年競技規則の改正について通達されました。下記のとおり、日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、改正等の効力の発生は国際的に7月1日からとなりますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、例年どおり7月1日以降のしかるべき日（遅くとも8月中）から施行することといたします。

記

2007年競技規則の改正について

第121回国際サッカー評議会（IFAB）年次総会が2007年3月3日にイングランドのマンチェスターで開催された。総会において決定された競技規則の改正と審判員への追加指示は、以下のとおりである。

1. 競技規則の改正および評議会の決定

第1条ー 競技のフィールド

決定4 ＜現在の文章＞

- テクニカルエリア内あるいは、タッチラインおよびゴールラインの外側1メートル以内の地面には、いかなる広告も認めない。さらに、ゴールラインとゴールネットの間のエリアにも広告は許されない。

決定4 ＜新しい文章＞

- テクニカルエリア内、またはタッチラインの外側1m以内のグラウンドには、いかなる広告も認められない。さらに、ゴールラインとゴールネットの間のエリアにも、広告は許されない。

* 日本協会の解説

広告を認めないことについて、原文（英語）は、“*Shall no advertising*” から “*Should no advertising*” という、より強い表現になった。

なお、“ゴールラインの外側1m以内”の広告についての表現がなくなったが、1m以内の場所に広告が許されることになったのではなく、これまでどおり、フィールドの境界線（ゴールライン、タッチライン）の外側1m以内での商業的広告は一切認められないことに変わりはない。これについてはFIFAに確認済みであり、競技規則の冊子内にある審判員への追加指示にも認められないと規定されている。

第4条 — 競技者の用具

基本的な用具

<p>＜現在の文章＞</p> <ul style="list-style-type: none">● ジャージまたはシャツ ● ショーツ — サーマルアンダーショーツを着用する場合は、主な色がショーツの主な色と同色とする	<p>＜新しい文章＞</p> <ul style="list-style-type: none">● ジャージまたはシャツ — アンダーシャツを着用する場合、その袖の主たる色はジャージまたはシャツの袖の主たる色と同じにする。● ショーツ — アンダーショーツを着用する場合、その主たる色はショーツの主たる色と同じにする。
<p>決定1</p> <p>＜現在の文章＞</p> <ul style="list-style-type: none">● 競技者は、スローガンや広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。 ● スローガンや広告を見せるためにジャージを脱いだ競技者は、大会の組織責任者によって罰せられる。 ● ジャージは、袖がなければならない。	<p>決定1</p> <p>＜新しい文章＞</p> <ul style="list-style-type: none">● 競技者は、スローガンや広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。身につけなければならない基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なメッセージを表示してはならない。● スローガンや広告を見せるためにジャージを脱いだ競技者は、競技会の主催者によって罰せられる。身につけなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージを表示した競技者のチームは、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。● ジャージは、袖があるものとする。

* 日本協会の解説

これまでショーツとアンダーショーツ（サーマルアンダーショーツ）の主たる色は同色としていた。これに加え、半袖等のジャージ（シャツ）の下に別のシャツを身につけ、そのシャツが外に露出するような場合、両方の袖の色を同色とすることにより、競技者の識別をより確実に行うことができるようになる。

また、得点時にジャージ（シャツ）を脱いでスローガンや広告を見せる競技者がいるが、まずはジャージ、ショーツ、ストッキング、靴およびすね当てに、政治的、宗教的または個人的なメッセージを表示してはならないとした。ただし、事前に承認を得られた広告の表示を除く。

第4の審判員

<現在の文章>

- 第4の審判員は、競技会規定に基づいて任命され、3名の審判員のいずれかがその職務の続行が不可能になった場合にその職務を行う。第4の審判員は、常に主審を援助する。

<新しい文章>

- 第4の審判員は、競技会規定に基づいて任命することができ、**リザーブ副審が任命されていない限り**、3名の審判員のいずれかがその職務を続行することができなくなった場合にその職務を行う。第4の審判員は、つねに主審を援助する。
- 競技会規定に基づき、リザーブ副審も任命することができる。その任務は唯一、職務を続行することができなくなった副審に、または必要に応じ、第4の審判員に代わる**ことである。

* 日本協会の解説

高いレベルの試合では、主審と副審の任務遂行の専門性が高まっている。副審として登録している審判員がリザーブ副審として配置されているならば、仮に副審に事故があった場合、試合の要求するレベルの審判を提供することが可能になる。リザーブ副審は副審を専門とする審判員であるため、仮に主審に事故があった場合においても、それにとって代わることはできない。

2. 主審、副審ならびに第4の審判員への追加指示

得点の喜び

<現在の文章>

次の場合、競技者は警告される：

- 競技者が挑発的、嘲笑的あるいは扇動的な身振りをしていると主審が判断したとき
- 競技者が得点の喜びで周囲のフェンスによじ登ったとき
- 競技者が得点の喜びで頭越しにジャージを脱いだり、頭にジャージを被ったとき

得点の喜びでフィールドを離れること自体は警告に該当する反則ではないが、競技者はできる限り早くフィールドに戻ることが原則である。

<新しい文章>

次のとき、競技者は警告される。

- 競技者が挑発的、嘲笑的あるいは扇動的な身振りをしていると主審が判断する。
 - 競技者が得点の喜びで周囲のフェンスによじ登る。
 - 競技者が得点の喜びで頭の上までジャージを脱ぐ、または頭にジャージを被る。
 - 競技者が得点の喜びで頭や顔にマスクまたは同様のものを被る。**
- 得点の喜びでフィールドを離れること自体は警告となる反則ではないが、競技者はできる限り早くフィールドに戻ることが原則である。

*** 日本協会の解説**

昨年（2006年）のワールドカップでも見受けられたが、得点の喜びを表現するため競技に不必要なマスクを持ち込み、得点后それを被ることは過度に喜びを表現することであり、その行為を行った競技者は反スポーツ的行為として警告される。

なお、サッカーの競技規則については、現在、日本語訳の確認や表現の統一作業を行っているが、この競技規則改正の日本語訳にもその一部を反映している。

例： ジャージ	⇒ ジャージー
大会の組織責任者	⇒ 競技会の主催者
ジャージは、袖がなければならない	⇒ ジャージーは、袖があるものとする。
頭越しにジャージを脱ぐ	⇒ 頭の上までジャージーを脱ぐ